

[事案 2024-293] 新契約取消請求

・令和7年11月26日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容を誤信していたことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年7月に契約した養老保険について、令和6年2月に解約したが、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金および配当金との差額を返還してほしい。

- (1) 募集人は、契約当時高年齢（70歳代前半）だった自分の母に対し、自分を含む兄弟4人を契約者とする保険の勧誘を行った。母は、募集人の勧誘を受け、自分たちに対し、母が保険料を負担する旨を伝えて本契約の加入を勧めた。その際、母から、保険の内容について「10年間で300万円を支払って、10年後に300万円戻ってくる。その10年間は医療保障が付く」と説明を受けた。
- (2) 令和元年6月、母および他の兄弟とともに募集人と面談し、本契約の説明を受けた。募集人は、本契約の保険料について、年間36万円が口座から引き落とされるとの説明をしたが、保険期間中に支払うべき保険料の総額が360万円になる等の説明はしなかった。また、本契約の保険料は、実質的に母が負担してくれることになっていたことから、関心をもって書類の確認をしていなかった。
- (3) 契約前に母が教えてくれたとおり、本契約の保険料について、保険期間の10年間に支払う総額が300万円だと考えて契約した。仮に、医療保障の特約が付されている等のために、保険料の総額が360万円であることの説明を受けて内容を理解していれば、申し込みをすることはなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、申込書等に表示されている申込内容について、募集人から、設計書を使用した説明を受けた上で、申込前に再度その内容を確認していたと考えられる。申立人自身も、「兄弟4人に対し募集人が書類を示し、保険料については年間36万円口座から引き落とされる説明があった」と述べており、募集人が、申立人を含めた家族が揃った中で、設計書を使用した説明をしていたことには、争いがないと考えられる。
- (2) 本契約の払込保険料総額が360万円であることや、特約保険料の払込みが必要であることは、申立人が受領している設計書、本契約の成立後に申立人宛に送付した保険証券、申立人宛に毎年送付していた契約内容通知文書上の表示から、容易に確認可能な状況にあった。そのような状況の中、申立人から、申込みから解約までの約4年もの間特段の申し出はなかったことから、本契約の払込保険料総額や特約保険料の払込みが必要であること等の契約内容を理解の上で本契約を継続していたものと考えられる。
- (3) 本契約は、300万円の満期保険金を受け取ることができる点、また、本契約と近い終身保険と比較して保険料が低いことからすれば、申立人の意向に沿った保険であったと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。